

## 郡山市安全で安心なまちづくり条例

### (目的)

第1条 この条例は、市、市民、事業者及び土地所有者等が一体となって犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)を推進することにより、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者並びに市内に通勤通学する者及び滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地所有者等 市内において土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理する者をいう。

### (基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりの推進は、市、市民、事業者及び土地所有者等がそれぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら行うものとする。

- 2 安全で安心なまちづくりの推進は、地域の安全は地域で守るという意識を持ち、助け合いの精神に支えられた良好な地域社会を形成することを旨として行うものとする。
- 3 安全で安心なまちづくりの推進は、基本的人権を侵害しないよう配慮して行われなければならない。

### (市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 犯罪の防止に対する市民、事業者及び土地所有者等の意識の啓発
  - (2) 犯罪の防止のために必要な生活環境の整備
  - (3) その他安全で安心なまちづくりの推進のために必要な施策
- 2 市は、前項に掲げる施策の実施に当たっては、市民、事業者及び土地所有者等の意見を聴くものとする。
- 3 市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、警察その他の関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と連携を図るよう努めるものとする。

### (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪の防止に対する意識を高め、自主的な防犯活動を行うことにより、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、犯罪の防止のために必要な措置を講じることにより、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (土地所有者等の役割)

第7条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する土地又は建物その他工作物において、犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、市が実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第8条 市は、関係機関等と連携し、安全で安心なまちづくりの推進に関し必要な情報を提供するものとする。

(要援護者への配慮)

第9条 市は、子ども、高齢者、障がい者等の犯罪の被害者となりやすい者(以下「要援護者」という。)の安全に配慮した施策を実施するよう努めるものとする。

2 市民、事業者及び土地所有者等は、地域において要援護者が安全に安心して暮らせるよう配慮するものとする。

(推進協議会)

第10条 安全で安心なまちづくりを推進するため、郡山市安全で安心なまちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

2 推進協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 防犯対策に関する事項

(2) 防犯に係る啓発、広報等に関する事項

(3) その他安全で安心なまちづくりを推進するために必要な事項

3 推進協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、安全で安心なまちづくりの推進に識見を有する市民及び学識経験者並びに関係機関等が推薦する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。